

観音寺市公共下水道処理施設維持管理業務に係る公募型プロポーザル実施要項

観音寺市公共下水道処理施設維持管理業務に係る公募型プロポーザルの詳細については、下記のとおりとします。

記

1 業務概要

(1) 業 務 名 観音寺市公共下水道処理施設維持管理業務

(2) 業 務 内 容

ア 対象施設

対象施設の名称及び場所は、次のとおりとし、その概要は、別紙－1（施設概要）に示すものとする。

(ア) 観音寺市下水浄化センター	観音寺市瀬戸町四丁目2番11号
(イ) 観音寺第1ポンプ場（一の谷川水門含む）	観音寺市観音寺町甲2583番地2
(ウ) 観音寺第2ポンプ場（南部ポンプ場含む）	観音寺市南町一丁目4番2号
(エ) マンホールポンプ（3か所）	観音寺市坂本町地内
(オ) 瀬戸町排水ポンプ場	観音寺市瀬戸町四丁目

イ 委託業務内容

委託業務の範囲にあつては別紙－2（業務範囲）に受託者の満たすべき管理性能及び過去の流入水質にあつては別紙－3（管理性能）に示すものとする。

ウ 委託業務時間

1日24時間とし、通年を対象とする。

エ 従事者の構成及び資格

(ア) この業務の執行に当たっては、「総括責任者」を配置すること（総括責任者の資格要件は、仕様書第7条第2項のとおり）。

(イ) 他の従事者の構成、業務に必要な資格等は、仕様書第8条及び第11条のとおり

(3) 委託期間等

ア 令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

イ 当該業務を請け負うこととなった事業者は、設備等の運転操作要領を理解し、既受託者から業務引継ぎを容易にするため、事前に公共下水道処理施設維持管理業務の研修を行うものとする。

(4) 契約限度額 本業務に関する費用は、次のとおりとする。
889,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の支払限度額は次のとおり

令和9年度 276,830,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 296,208,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度 316,942,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務担当部課 〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目2番11号

観音寺市建設部下水道課 下水浄化センター

電話 0875-25-6890 FAX 0875-25-2479

E-mail gesui@city.kanonji.lg.jp

3 参加者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者（法務局が保管する登記簿に登録されている法人）に限るものとする。

- (1) 本市の令和 8・9 年度物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に令和 8 年 4 月 1 日までに登録された者であること。
- (2) 観音寺市建設部下水道課との連絡及び調整が速やかに行えるよう、令和 8 年 4 月 1 日までに香川県内に事務所（本店（本社）、支店（支社）、営業所等を含む。）を有していること。
- (3) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）に基づき国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に令和 8 年 4 月 1 日までに登録された業者であること。
- (4) 標準活性汚泥法による終末処理場を有する公共下水道又は流域下水道において、処理施設の維持管理業務を直接受託した実績が令和 8 年度以前に 2 年以上あること。
- (5) 公共下水道等のポンプ場施設において、合流式（汚水中継及び雨水排水）及び分流式（雨水排水）の運転管理、保守点検等の維持管理業務を直接受託した実績が 2 年以上あること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 参加表明の日から契約締結日まで、自治体等から指名停止、指名回避等の措置を受けていない者であること。
- (8) 観音寺市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 23 年観音寺市告示第 25 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (9) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (11) 次に掲げる団体でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員又はその利益となる活動を行う者並びに観音寺市が行う指定管理者の指定からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 23 年観音寺市告示第 23 号）別表各号に規定する者に該当しない者であること。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている団体
- (12) 本事業を適正かつ確実に実施するに足る事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

4 プロポーザル参加申込み手続等

- (1) プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。
 - ア プロポーザル参加申込書（様式 I）
 - イ 会社概要関係書類
資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、営業所等が確認できるもの
 - ウ 財務状況関係書類
 - エ 労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できる書類

- (ア) 就業規則
- (イ) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に規定する時間外及び休日労働に関する協定書
- オ 法人登記に係る履歴事項全部証明書（証明年月日が申請書提出日以前 3 か月以内のもの）
- カ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書（証明年月日が申請書提出日以前 3 か月以内のもの）
- (2) 提出部数：1 部
- (3) 参加申込書等の提出方法、提出先及び提出期限
 - ア 提出方法：持参（土曜日及び日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間）又は郵送（書留での郵送に限る）
 - イ 提出先：〒768-0065
香川県観音寺市瀬戸町四丁目 2 番 11 号
観音寺市建設部下水道課 下水浄化センター
 - ウ 提出期限：令和 8 年 10 月 20 日（火）（当日消印有効）

5 質問の受付及び回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問は質疑書（様式Ⅱ）により電子メールで提出すること。なお、質疑書提出後、電話により受信確認を行うこと。
- (2) 質疑書の提出先及び提出期限
 - ア 提出先：〒768-0065
香川県観音寺市瀬戸町四丁目 2 番 11 号
観音寺市建設部下水道課 下水浄化センター
E-mail : gesui@city.kanonji.lg.jp 電話番号：0875-25-6890
 - イ 提出期限：令和 8 年 10 月 20 日（火）午後 5 時 15 分まで
- (3) 質問に対する回答
回答は、令和 8 年 10 月 27 日（火）に、全参加申込者に電子メールにて行う。

6 提案書等の提出

- (1) プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成の上、提出期限までに提出すること。
 - ア 提案書（様式Ⅲ－表紙）：1 部
 - イ 見積書（様式Ⅳ）、見積内訳書（任意様式）：1 部
 - ウ 実績確認調書（様式Ⅴ、様式Ⅵ）：1 部
 - エ 提案内容：10 部
- (2) 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限
 - ア 提出方法：4 の（3）のアに同じ。
 - イ 提出先：4 の（3）のイに同じ。
 - ウ 提出期限：令和 8 年 11 月 10 日（火）（当日消印有効）

7 提案書作成方法

- (1) 提案に関する条件
 - ア 委託料の支払
市が委託期間を通じて支払う委託料は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む）となる。ただし、事前研修等業務実施準備に係る費用は受託者の負担とする。
 - イ 土地及び施設の利用

受託者は、業務期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用する事ができる。ただし、通常の使用に伴うもの以外の汚損及び損失は受託者の負担とする。

ウ リスクの管理及び分担

施設管理者としての責任は市にあるが、この要項に示す業務範囲における施設の運転及び維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。この業務に係るリスクの分担については、別紙－４（リスク分担表）によるものとし、その詳細（程度や具体的事項）については、提案書内容を勘案しながら協議することとする。

エ 保険加入

受託者は、業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等（債務不履行時の履行保証に要する費用等を含む）に対する保険等に参加すること。

オ 業務の再委託

業務の一括の再委託等は禁止する。ただし、業務の一部について、市が再委託に承認を与えるものについては、その限りでない。

（２） 提案内容

提案書は、下記の（３）書式に準じて次の事項に関する提案等を記載すること。

ア 業務実施方針

イ 将来のコスト削減方法

ウ 会社をアピールするもの

エ 履行確認の考え方

オ 損害補償に対する姿勢

カ 本業務に対する意欲

キ 観音寺市の地域性に関する理解度

（３） 書式

A４版縦、横書き、左綴じとする。（図面等に「A３版」を使用する場合は、折り綴じにすること）

前記（２）アについては、10 ページ以内、それ以外は３ ページ以内にまとめること。

ただし、A４版片面で１ ページとする。

（４） 提案書提出に関する留意事項

ア 提案書の作成に係る費用は、全て提案者の負担とする。

イ 提案者からこの要項等に基づき提出される提案書等の書類の著作権は提出者に属する。ただし、市は本業務の範囲内で必要と認める場合にはこれらの書類を無償で使用する事ができる。また、これらの書類等は観音寺市情報公開条例（平成 25 年観音寺市条例第 2 号）の規定に基づき、開示されることがある。

ウ 提案書表紙及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、社名が分かる表示は一切しないこと。

エ 提出済みの提案書は、原則として変更できない。また、返却しない。

（５） 関連書類

観音寺市公共下水道処理施設維持管理業務仕様書及び特記仕様書

8 評価（審査）基準

（１） プロポーザルの評価（審査）方法

評価委員会で評価（審査）を行い、委員の採点を集計し、受託候補者を選定する。

(2) プロポーザル提出者の評価（審査）基準【業務実績については令和8年3月31日現在】

評価項目	評価の着目点・判断基準	評価点
① 会社の過去 10 年間における工事実績	・ 公共下水道処理施設維持管理業務の受注実績はどの程度あるか。	5 点
② 総括責任者の過去 10 年間における業務実績（提案書に記載した総括責任者に限る）	・ 公共下水道処理施設維持管理業務の総括責任者としての実績はどの程度あるか。	5 点
③ 業務実施方針	・ 下水道業務に対する考え方 ・ 運転や運転計画・課題 ・ 水質管理業務 ・ 放流水質における努力目標（別紙－3 管理性能） ・ 緊急・災害時の対応等	30 点
④ 将来のコスト削減方法	・ コスト削減の必要性や具体例を明示しているか。	10 点
⑤ 会社をアピールするもの	・ アピールが積極的に示され、かつ市にとってメリットがあるか。	5 点
⑥ 履行確認の考え方	・ 履行確認の認識や具体的な確認方法が明示されているか。	5 点
⑦ 損害賠償に対する姿勢	・ 具体的な損害の想定 ・ 損害を抑える方法等	10 点
⑧ 本業務に対する意欲・熱意	・ 求められた提案以外に有用と思われる提案等はあるか。	5 点
⑨ 観音寺市の地域性に対する理解度	・ 観音寺市の地域性を考慮した提案であるか。	5 点
⑩ 見積金額	・ 最低価格提示事業者を 20 点とし、次点以下は下記の計算式によって採点する。 最低価格 ÷ 提示価格 × 20 (点) = 評価点（小数点 2 位以下切り捨て。）	20 点

(3) 評価委員会

受託候補者の特定までに関わる評価（審査）は、次の委員による評価委員会で行う。

委員長 副市長
副委員長 建設部長
委員 政策部長、総務部長、経済部長

9 ヒアリングの方法

(1) ヒアリング日程の通知について

令和8年11月16日（月）に実施予定としており、場所及び時間等については、参加者に別途通知する（ただし、諸般の事情により変更の場合がある。）。

(2) ヒアリング出席者は、1 者当たり 5 名以内とする。

(3) ヒアリングは、1 者当たり 40 分以内とし、提案書の説明を 30 分程度、評価委員からの質疑回答を 10 分程度とする。

(4) 必要な機材（P C 等）は提案者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンは、本市にて用意するものを使用することができる。

(5) ヒアリングの順番は提案書の提出順とする。

(6) 提案者が 1 者の場合であってもヒアリングを実施し、評価（審査）基準に基づく評価を行う。

(7) 社名は匿名とし、提案書等についても社名・ロゴマーク等記入しないこと。

10 無効となる提案書等

(1) 同一事項に対し 2 通り以上の提案があった場合

- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約限度額を超える見積書を提出した事業者は失格とする。

11 日程（予定）

公募開始	令和8年10月13日（火）
参加申し込み	令和8年10月13日（火）から令和8年10月20日（火）まで
質問の受付	令和8年10月13日（火）から令和8年10月20日（火）まで
質問の回答	令和8年10月27日（火）
提案書等の提出期限	令和8年11月10日（火）
プレゼンテーション	令和8年11月16日（月）
受託候補者の決定	令和8年11月17日（火）
契約締結	令和8年12月

12 その他

- (1) 企画提案は、参加者1者につき1案とする。
- (2) プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、必要な範囲内で複製を作成する。

13 問い合わせ先

〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目2番11号
 観音寺市建設部下水道課 管理係（観音寺市下水浄化センター2階）
 電話番号：0875-25-6890 F A X：0875-25-2479
 E-mail：gesui@city.kanonji.lg.jp

施 設 概 要

1 観音寺市下水浄化センター

所在地	観音寺市瀬戸町四丁目2番11号
敷地面積	36,400 m ²
排除方式	分流式(一部合流)
処理方法	水処理 標準活性汚泥法
	汚泥処理 濃縮(重力)→消化(無加温)→脱水(スクリーンプレス)
放流先	瀬戸内海
放流先水質環境基準類型	燐灘東部海域、A、ロ
水処理施設能力(現有)	13,000 m ³ /日
処理フローシート	別添-1
設備概要	別添-2

2 観音寺第1ポンプ場(一の谷川水門を含む)

所在地	観音寺市観音寺町甲2583番地2
排除方式	合流方式(汚水は下水浄化センター送水・雨水は河川排水)
施設能力(現有)	汚水電動ポンプ(3台)・雨水エンジンポンプ(4台)・自家発
一の谷川水門	河川の水位で自動開閉(異常水位、異常気象時は手動運転)
処理フローシート	別添-1
設備概要	別添-2

3 観音寺第2ポンプ場(南部ポンプ場を含む)

所在地	観音寺市南町一丁目4番2号
排除方式	雨水排水
施設能力(現有)	第2ポンプ場 自動エンジン雨水ポンプ(2台)・自動電動ポンプ(1台)・自家発
	南部ポンプ場 手動エンジンポンプ(2台)・自動電動ポンプ(2台)
処理フローシート	別添-1
設備概要	別添-2

4 マンホールポンプ(3か所)

所在地	観音寺市坂本町一丁目 (観音寺市役所前)
	観音寺市坂本町七丁目 (香川県三豊合同庁舎前)
	観音寺市坂本町五丁目 (坂本交差点横)
処理フローシート	別添-1
設備概要	別添-2

5 瀬戸町排水ポンプ場

所在地	観音寺市瀬戸町四丁目
処理フローシート	別添-1
設備概要	別添-2
施設能力(現有)	自動電動ポンプ(2台)

業 務 範 囲

受託者の行う主要な業務範囲は、次のとおりとする。

1 運營業務

- ① 各業務の実施計画等の策定、業務の統括及び総合的管理
- ② 別紙-3に示した性能の担保
- ③ 対象施設、設備、機器の機能保持
- ④ 事故・災害等のリスク管理
- ⑤ 従業員の労務、安全の管理、教育、訓練
- ⑥ 委託者、関係機関、住民との連絡調整等

2 運転操作監視業務

- ① 対象施設の整備、機器の運転操作及び制御
- ② 対象施設の整備、機器の調整及び整備
- ③ 対象施設の運転状況の監視及び記録

3 保守点検業務

- ① 対象施設の設備、機器の日常点検及び定期点検
- ② 対象施設の設備、機器の定期自主点検
- ③ 対象施設の設備、機器の分解点検に伴う消耗品の交換

4 簡易修繕業務

対象施設の設備及び機器に対する現場で対応可能な修理及び部分的な部品の取替え

5 水質試験業務

- ① 運転管理上必要となる定期的な水質計量・分析、汚泥性状分析等
- ② 分析結果の解析
- ③ 分析結果の記録及び報告
- ④ 分析用薬品の保管・管理
- ⑤ 除害施設からの流入水の水質計量分析(工務係からの依頼)
- ⑥ その他、下水道業務に必要な水質計量分析

6 物品管理業務

- ① 業務遂行に必要な消耗品、薬品、油脂類の調達及び管理
- ② 対象施設の照明器具等の調達、交換及び管理
- ③ 対象施設の設備、機器の塗装用塗料、内外装備品の調達・管理
- ④ 物品の記録及び報告

7 施設管理業務

- ① 対象施設の巡視
- ② 対象施設の開錠及び施錠の確認

8 汚泥処理及び産廃作業業務

- ① 凝集剤の選定及び注入率の設定
- ② 汚泥脱水作業(含水率の測定等)
- ③ 汚泥搬出補助(ケーキホッパーの動作等)
- ④ 各ポンプ場から発生する沈砂・しさの運搬(下水処理場)

9 その他包括業務

- ① ユーティリティの調達
 - (1) 水処理薬品 次亜塩素酸ソーダ
 - (2) 汚泥処理用薬品 高分子凝集剤
 - (3) 脱硫塔用薬品 脱硫剤
 - (4) オイル交換 自家発、ブロワー、雨水排水用エンジン、同減速機
 - (5) 水質分析用消耗品 検査試薬及び消耗品
- ② 包括業務
 - (1) 有機溶剤作業環境測定 観音寺市下水浄化センター(水質試験室)
 - (2) 除草・剪定業務 観音寺市下水浄化センター

10 その他の業務

- ① 契約終了時における対象施設の機能確保
- ② 引継ぎ事項の作成及び更新
- ③ 住民への対応(折衝及び協議を除く。)
- ④ 非常時及び臨時作業への協力
- ⑤ 見学者対応への協力及び安全管理
- ⑥ 委託者が行う工事等の協力及び立会い
- ⑦ 図書類の整理
- ⑧ その他適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

管 理 性 能

本業務の実施に当たり受託者の満たすべき性能規準は、次のとおりとする。

1 放流水質

項 目	厳 守 規 準	努 力 目 標 規 準
PH	5.8以上8.6以下	以上 以下
BOD (mg/ℓ)	15以下	以下
COD (mg/ℓ)	最大25以下(日間平均20以下)	日間平均 以下
汚濁負荷量 (kg/日)	390.0以下	
SS (mg/ℓ)	40以下	以下
大腸菌数(CFU/ml)	800以下	以下
全窒素 (mg/ℓ)	120以下(日間平均60以下)	日間平均 以下
汚濁負荷量 (kg/日)	325.0以下	
全りん (mg/ℓ)	16以下(日間平均8以下)	日間平均 以下
汚濁負荷量 (kg/日)	32.5以下	

※法令規制項目及び規制値変更があった場合は、性能基準を改定する。

※努力目標基準を超える場合は、速やかに対応策を報告すること。

2 汚泥性状

年間ケーキ含水率	85%以下
高分子凝集剤添加率	DS当たり 1.3%程度
脱水回数	204回／年

3 ポンプ場施設管理

運転操作	流入水量に応じて適切に行うこと。特に雨水ポンプについては、浸水による被害を最小限にするため、大雨注意報発令時や大雨が予測される場合にはあらかじめ職員を配置し適切な運転を行うこと。なお、南部ポンプ場のエンジンポンプは、すべて手動運転なので注意すること。
------	---

4 その他

本業務の実施に当たり、関連する法律、条例等を厳守すること。

5 流入水量(日平均)と年間総電力量(瀬戸町排水ポンプ場)の実績

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
観音寺市下水浄化センター	7,129 m ³ /日	7,608 m ³ /日	6,799 m ³ /日
観音寺第1ポンプ場	4,868 m ³ /日	5,325 m ³ /日	4,339 m ³ /日
観音寺第2ポンプ場	1,597 m ³ /日	2,500 m ³ /日	1,412 m ³ /日
南部ポンプ場	3,470 m ³ /日	3,660 m ³ /日	2,983 m ³ /日
瀬戸町排水ポンプ場	5,526 kwh/年	5,629 kwh/年	5,471 kwh/年

6 過去の流入水質

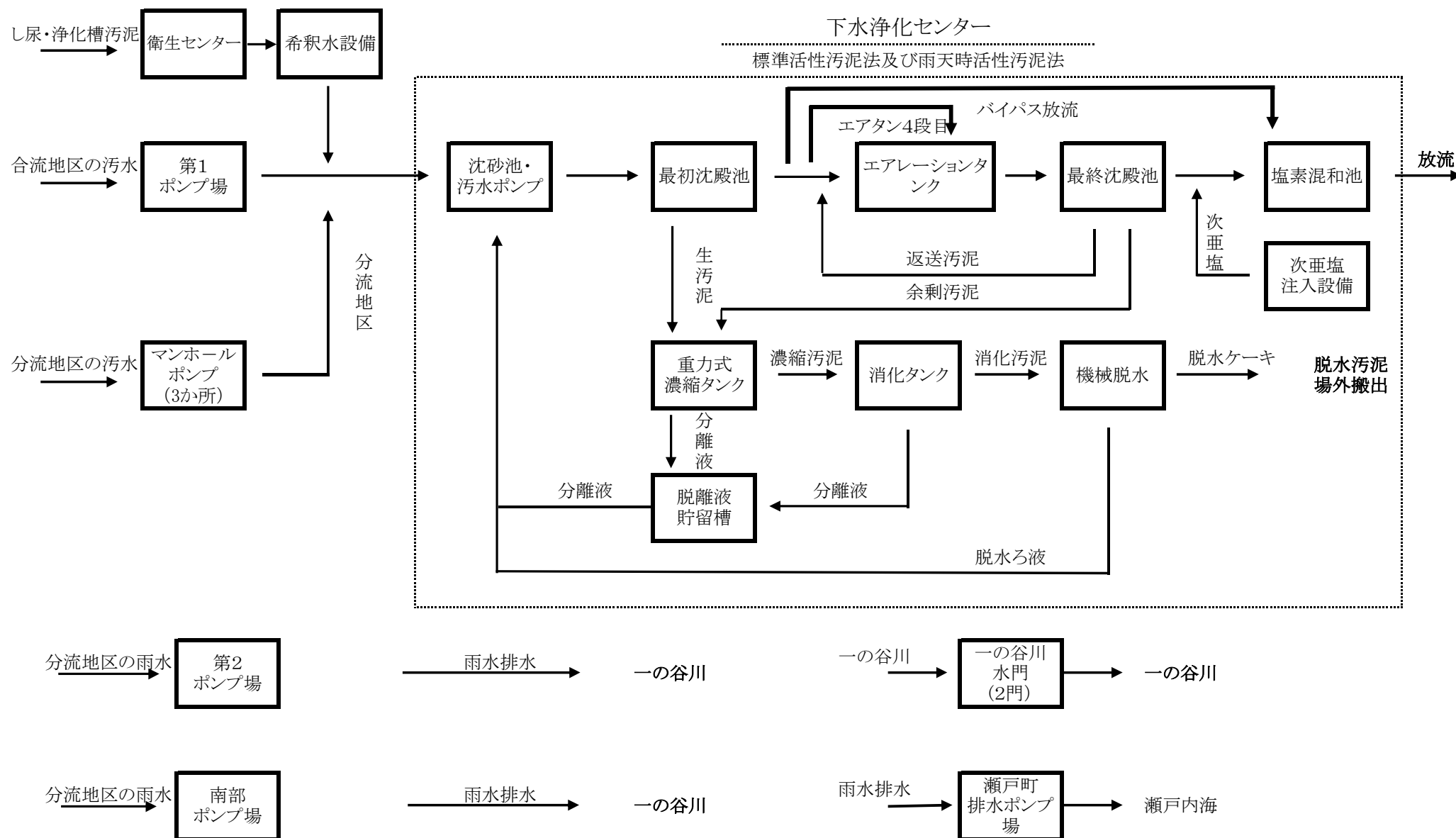
項 目	BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)	
	平均	最大	平均	最大
令和5年度	130.2	152.7	81.9	116.0
令和6年度	115.9	175.5	68.9	129.0
令和7年度	119.7	158.0	65.4	84.3

リ ス ク 分 担 表

リスクの種類	リ ス ク の 内 容	負担者	
		観音寺市	受託者
工事の遅延	委託対象施設の工事の遅延による施設機能の不足	○	
住民対応	行政サービスに係る住民苦情、要望等に関するもの	○	○
	上記以外のもの	○	○
環境問題	受託者が注意義務を怠ったことによる事故等の発生		○
	受託者の責による油、有害物質等の流出・漏洩		○
	上記以外のもの	○	○
事故・災害	受託者が注意義務を怠ったことによる事故等の発生		○
	上記以外のもの	○	○
不可抗力	天災等による施設の破損	○	
契約内容の変更	市の責による契約内容の変更に関するもの	○	
	上記以外のもの		○
性能	要求水準の不適合		○
施設の損傷	経年劣化による施設設備等の破損	○	
	受託者の責による事故・火災等による施設、備品の破損		○
	受託者が管理業務を怠ったことによる施設の破損		○
	応急修繕を怠った場合の施設の損傷		○
施設の健全性	業務終了時の施設機能の要求水準未達		○
対象施設での下水の溢水	施設の操作に起因するもの		○
	上記以外のもの	○	○

上記以外については、双方協議して定める。

下水処理施設フローシート



下水浄化センター主要施設・設備概要

施 設 名 称	能 力 ・ 構 造	基数等
沈 砂 池 設 備 (2池)	形状 幅2.0m×長12.5m×有効水位0.39m	2池
	沈砂掻き揚げ機(Vバケット式)	2基
	沈砂洗浄搬出機	1基
	自動除塵機(レーキ付)	2基
	ベルトコンベア	1基
	電動ホイス	2基
	流入・流出ゲート	4基
ポ ン プ 設 備	縦軸渦巻ポンプ 口径350mm×12m ³ /分×45KW (回転数制御)	1台
	縦軸渦巻ポンプ 口径450mm×21m ³ /分×75KW	2台
	搬出用ホイス	1台
送 風 機 設 備	多段ターボブロワー 口径250mm×55m ³ /分×95KW	2基
	ブロワー用潤滑油冷却装置	1基
最初沈殿池設備 (2池)	平行流式矩形沈殿池 幅12.0m×長23m×有効水位3.8m	2池
	汚泥掻き寄せ機(ダブルチェーン式)	4基
	パイプ式スカムスキーマー	2基
	生汚泥移送ポンプ	2台
	流入・流出ゲート	一式
エアレーション タンク設備(4池)	散気旋回流式(標準活性汚泥法) 幅5.8m×長41m×有効水位4.6m	4池
	散気装置・消泡ノズル	一式
	流入・流出ゲート	一式
最終沈殿池設備 (2池)	平行流式矩形沈殿池 幅12.0m×長28m×有効水位2.6m	2池
	汚泥掻き寄せ機(ダブルチェーン式)	4基
	パイプ式スカムスキーマー	2基
	返送汚泥ポンプ・余剰汚泥ポンプ	5台
	流入・流出ゲート	一式
消 毒 設 備	形式 幅5.7m×長40.8m×有効水位2.3m	1池
	次亜塩素酸ソーダ注入器及びタンク	一式
	塩素注入器設備	一式
濃 縮 設 備 (1槽)	円形放射流式(上部方形) 幅7.0m×長7.0m×有効水位4.0m	1池
	汚泥掻き寄せ機	1基
	濃縮汚泥引き抜きポンプ	2台
消 化 設 備 (2槽)	嫌気性無加温2段消化 径18.6m×側高7.6m 容量2,112m ³	1基
	ガス攪拌ブロワー	3台
	逆洗ポンプ	2台
	逆洗弁用油圧装置	1基
	乾式脱硫塔・鋼板製調圧タンク(100m ³)	1基
	余剰ガス燃焼装置	1基

脱 水 設 備	消化汚泥貯留槽	1池
	脱離液貯留槽	1池
	圧力式スクリーブレス脱水機	1基
	汚泥移送ポンプ	1台
	汚泥貯留ケーキホッパー	1基
用 水 設 備	用水ろ過装置	一式
	用水ポンプ	一式
	消泡水ポンプ・ザーンストレーナ	一式
場内排水設備	場内排水ポンプ・場内調整池排水ポンプ	3台
管理棟設備	B2 ポンプ室	一式
	B1 ポンプ室・電気室・自家発室・脱水補機・送風機補機	一式
	F1 事務室・水質試験室・仮眠室・脱水機・送風機	一式
	F2 事務室・中央監視室・仮眠室・脱水補機	一式
	F3 会議室	一式
	F4 排煙処理室	一式
建築付帯設備	冷暖房機器・換気	一式
	消防・防災機器	一式
	給排水・ガス設備	一式
自家発設備	水冷ディーゼルエンジン(600PS)	1基
	発電機(500KVA 6.6KV 三相)	1基
	空気圧縮機・燃料タンク	一式
高圧受変電設備	遮断器・変圧器・進相コンデンサ	一式
直流電源設備	蓄電池・充電器	一式
低圧動力設備	中央監視盤・現場操作盤	一式
	補助継電器・低圧主幹盤	一式
	工業計器盤	一式
計 装 設 備	水位計・流量計・圧力計	一式
	気象観測機器	一式
	その他計器	一式
希釈水槽設備	希釈水槽(攪拌装置・脱臭装置を含む)	一式
	希釈水ポンプ	2台

第1ポンプ場主要施設・設備概要

施設名称	能力・構造	基数等
沈砂設備	流入・流出ゲート・粗目スクリーン	18基
	集さ装置・揚砂機・汚水沈砂洗淨搬出機	3基
	汚水自動除塵機・雨水自動除塵機	6基
	しき搬出コンベア	一式
ポンプ設備	汚水ポンプ(電動) 口径300mm 揚水量9m ³ /分(内1台回転数制御)	2台
	汚水ポンプ(電動) 口径500mm 揚水量26m ³ /分	1台
	雨水ディーゼルエンジン (430PS)	4台
	雨水ポンプ 口径1200mm 揚水量167m ³ /分	4台
	高架揚水ポンプ・冷却水ポンプ	5台
	燃料移送ポンプ・燃料タンク エンジン始動用空気圧縮機	一式
	床排水ポンプ	一式
	天井クレーン(15t)	1基
自家発電設備	水冷ディーゼルエンジン(411kw)	1基
	発電機(500KVA 6.6KV 三相)	1基
	燃料移送ポンプ・燃料タンク エンジン始動用空気圧縮機	一式
高圧受変電設備	遮断器・変圧器・進相コンデンサ	一式
直流電源設備	蓄電池・充電器	一式
低圧動力設備	中央監視盤・現場操作盤	一式
	補助継電器・低圧主幹盤	一式
	工業計器盤	一式
計装設備	水位計・流量計・圧力計	一式
	気象観測機器	一式
	その他計器	一式
建築付帯設備	冷暖房機器・換気	一式
	消防・防災機器	一式
	給排水・ガス設備	一式

第2ポンプ場主要施設・設備概要

施 設 名 称	能 力 ・ 構 造	基数等
沈 砂 設 備	流入ゲート	3基
	沈砂掻き揚げ機・沈砂洗浄搬出機・搬出コンベア・ホッパー	一式
	自動除塵機・しき搬出コンベア・ホッパー	一式
ポ ン プ 設 備	電動排水ポンプ 口径 500mm 揚水量 33m ³ /分	1台
	雨水ディーゼルエンジン (800PS)	2台
	雨水ポンプ 口径1500mm 揚水量 305m ³ /分	2台
	燃料移送ポンプ・燃料タンク エンジン始動用空気圧縮機	一式
	冷却水ポンプ	一式
	床排水ポンプ	一式
	天井クレーン(25t/5t)	1基
自家発電設備	水冷ディーゼルエンジン	1基
	発電機 (375 KVA 6.6KV 三相)	1基
	燃料移送ポンプ・燃料タンク エンジン始動用空気圧縮機	一式
高圧受変電設備	遮断器・変圧器・進相コンデンサ	一式
無停電電源装置	蓄電池・充電器	一式
低圧動力設備	中央監視盤・現場操作盤	一式
	補助継電器・低圧主幹盤	一式
計 装 設 備	水位計・流量計・圧力計	一式
	その他計器	一式
建築付帯設備	冷暖房機器・換気	一式
	消防・防災機器	一式
	給排水・ガス設備	一式

南部ポンプ場主要施設・設備概要

施 設 名 称	能 力 ・ 構 造	基数等
沈 砂 設 備	粗目スクリーン・細目スクリーン	一式
ポ ン プ 設 備	電動ポンプ 口径300mm 揚水量9m ³ /分	1台
	電動ポンプ 口径450mm 揚水量23m ³ /分	1台
	エンジンポンプ 口径1200mm 揚水量195m ³ /分	1台
	エンジンポンプ 口径800mm 揚水量90m ³ /分	1台
	冷却水ポンプ・天井クレーン・エンジン始動用空気圧縮機	一式
電 気 設 備	現場操作盤	一式

一の谷川水門主要施設・設備概要

施 設 名 称	能 力 ・ 構 造	基数等
水 門 設 備	水門(油圧装置・ワイヤーロープ等)	2門
	自家用発電機・現場操作盤	一式

マンホールポンプ主要施設・設備概要

施 設 名 称	能 力 ・ 構 造	基数等
市役所前 マンホールポンプ	水中ポンプ 7.5 kW 口径 100 mm 揚程 12.2 m	2台
	操作盤	
合同庁舎前 マンホールポンプ	水中ポンプ 2.2 kW 口径 65 mm 揚程 6.9 m	2台
	操作盤	
坂本交差点 マンホールポンプ	水中ポンプ 5.5 kW 口径 150 mm 揚程 7.3 m	2台
	操作盤	

瀬戸町排水ポンプ場主要施設・設備概要

施 設 名 称	能 力 ・ 構 造	基数等
ポ ン プ 設 備	電動ポンプ 口径 600mm 揚水量 54m ³ /分	2台
自家発設備	水冷ディーゼルエンジン	1基
	発電機 (150KVA 6.6KV 三相)	1基
高圧受変電設備	遮断器・変圧器・進相コンデンサ	一式
低圧動力設備	現場操作盤	一式
	補助継電器・低圧主幹盤	一式
計 装 設 備	水位計・その他計器	一式